



# 熊本県公報

号外第 3 6 号

平成 22 年 11 月 30 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則… (人事課) 1
  - 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則  
… (人事委員会) 3
  - 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する  
規則… ( " ) 4
  - 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一  
部を改正する規則… ( " ) 4
  - 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則  
… ( " ) 4
  - 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正す  
る規則… ( " ) 5

## 規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 22 年 11 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 49 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則  
(熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)  
第 1 条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則 (昭和 32 年熊本県規則第 38 号) の一  
部を次のように改正する。  
別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

### 技能労務職給料表

職員の 区 分	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
	1	129,200	63	227,000	125	314,300
	2	130,200	64	228,600	126	315,700
	3	131,200	65	230,300	127	317,100
	4	132,300	66	231,800	128	318,600
	5	133,100	67	233,300	129	320,200
	6	134,100	68	234,800	130	321,700
	7	135,100	69	236,200	131	323,200
	8	136,100	70	237,600	132	324,700
	9	137,200	71	239,000	133	326,300
	10	138,400	72	240,400	134	327,600
	11	139,600	73	241,700	135	328,900
	12	140,800	74	243,100	136	330,100
	13	141,900	75	244,500	137	331,400
	14	143,100	76	245,900	138	332,700
	15	144,300	77	247,300	139	333,900
	16	145,500	78	248,700	140	335,200
	17	146,700	79	250,100	141	336,500

	18	148,200	80	251,500	142	337,800
	19	149,700	81	252,700	143	339,100
	20	151,200	82	254,000	144	340,400
	21	152,600	83	255,300	145	341,600
	22	154,100	84	256,600	146	342,800
	23	155,600	85	257,700	147	344,000
	24	157,100	86	259,000	148	345,200
	25	158,600	87	260,300	149	346,300
	26	160,400	88	261,600	150	347,400
	27	162,200	89	262,700	151	348,500
	28	164,000	90	263,900	152	349,600
	29	165,800	91	265,100	153	350,800
再任用	30	167,500	92	266,200	154	351,800
職員以	31	169,200	93	267,400	155	352,800
外の職	32	170,900	94	268,600	156	353,800
員	33	178,500	95	269,800	157	354,800
	34	180,000	96	271,000	158	355,700
	35	181,500	97	272,000	159	356,600
	36	183,000	98	273,100	160	357,500
	37	184,500	99	274,200	161	358,400
	38	185,700	100	275,300	162	359,300
	39	187,000	101	276,400	163	360,200
	40	188,300	102	277,500	164	361,100
	41	189,700	103	278,600	165	362,000
	42	190,800	104	279,700	166	362,900
	43	192,000	105	280,800	167	363,800
	44	193,200	106	281,900	168	364,700
	45	194,400	107	283,000	169	365,300
	46	195,600	108	284,100	170	365,900
	47	196,700	109	285,000	171	366,500
	48	197,800	110	286,100	172	367,100
	49	200,100	111	287,200	173	367,600
	50	201,600	112	288,300	174	368,100
	51	203,100	113	289,000	175	368,600
	52	204,600	114	289,900	176	369,100
	53	206,100	115	290,800	177	369,600
	54	207,700	116	291,800	178	370,100
	55	209,300	117	292,700	179	370,600
	56	210,900	118	293,700	180	371,100
	57	212,300	119	294,700	181	371,600
	58	214,000	120	295,700	182	372,100
	59	215,700	121	296,500	183	372,600
	60	217,400	122	297,400	184	373,100
	61	223,800	123	298,300	185	373,600
	62	225,400	124	299,200		
再任用	225,700					
職 員						

(熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)  
 第 2 条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成 18 年熊本  
 県規則第 34 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「以外の職員」の次に「(以下「平成 21 年減額改定対象職員」という。)  
 である者」を加え、「、当該給料月額に 100 分の 99.7」を「当該給料月額に 10  
 0 分の 99.53」に、「その額」を「平成 21 年減額改定対象職員以外の職員である  
 者にあつては当該給料月額に 100 分の 99.83 を乗じて得た額とし、それらの額」  
 に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の  
 職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の適用を受ける職員の例に  
 による。



対象職員等に、「100分の99.7を乗じて得た額とし、その額」を「100分の99.53を乗じて得た額、これらの職員以外の職員（医療職給料表（1）又は熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年11月30日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第29号**

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
別表第2アの表中「8,500円」を「8,400円」に改め、「2号給8,442円」を削り、「11,200円」を「11,100円」に改める。  
別表第2イの表中「11,600円」を「11,500円」に改める。  
別表第2エの表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改める。  
別表第2オの表中「10,400円」を「10,300円」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第30号**

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年熊本県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項中「以外の職員」の次に「（以下「平成21年減額改定対象職員」という。）である者」を加え、「100分の99.7」を「100分の99.53」に、「その額」を「平成21年減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）である者」にあっては、当該額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年11月30日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第31号**

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3項に次の1号を加える。  
(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（医療職給料表（1）又は熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）前項中「受けている給料及び」とあるのは、「係る給料について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年熊本の条例第48号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第3条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定、平成22年改正条例第3条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定、平成22年改正条例第16条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）附則第7項から第9項までの規定及び平成22年改正条例第17条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。  
第2条第4項中「前項第4号」の次に「又は第5号」を加える。  
第4条第3項に次の1号を加える。  
(3) 一般職員給与条例第11条の3第1項及び県立学校給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日ま

